

[資料3]

温泉に関する最近の主な話題等

○国会関係

- ・質問主意書（温泉施設等におけるレジオネラ症発生の防止対策等に関する質問主意書 平成15年2月 (衆)川田悦子議員提出)
- ・国 会 質 問（温泉の飲用基準に関する質問 平成15年5月 (衆)環境委員会 高橋嘉信議員(自由)）

○国民の温泉利用に関するアンケート調査

○「温泉表示に関する実態調査について」

(平成15年7月公表：公正取引委員会)

○最近の新聞記事等

※著作権等の関係によりHP未掲載

温泉施設等におけるレジオネラ症発生の防止対策等に関する質問主意書

提出者 川田悦子

温泉施設等におけるレジオネラ症発生の防止対策等に関する質問主意書

温泉施設等におけるレジオネラ症の発生についてはかねてより問題が指摘されており、鹿児島県東郷町、宮崎県日向市等の循環式浴槽を有する温泉施設においてレジオネラ菌感染が集団発生したことは記憶に新しいところである。しかるに、政府は旅館・公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策を発表しているが、抜本的な対策がなされたとは言い難く、温泉施設等の利用者の不安は払拭されたとは言えない。

よつて、次のとおり質問する。

一 温泉法上、「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めると
ころにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。」とされている
が(温泉法第一四条第一項)、このうち「温泉の成分」については、各温泉施設等において、源泉を分析
した結果が表示されているのが現状である。

しかし、温泉の成分等を掲示する目的は、利用者に温泉の成分を知りじめて利用者が安心して温泉施設
等の浴槽内の湯を利用することができるようになることである。

とすれば、温泉の成分の掲示にあたりでは、源泉の分析の結果だけではなく、利用者が実際に利用する

浴槽内の湯についても分析をし、源泉の成分と合わせて掲示するよう指導すべきであると考えるが、政府の見解はどうか。

一 レジオネラ菌は自然界に存在する土壤菌の一種であるが、レジオネラ症の感染が発生するのは、自然界に既に存在する程度の量のレジオネラ菌によってではなく、何らかの人為的な要因（例えば、循環式浴槽等により定期的に換水されないまま一定の温度に保たれた水）によって増殖を経て患者に吸入される場合に限られることが明らかになっている。政府は、レジオネラ症防止対策として、塩素系薬剤の使用による循環式浴槽の水質管理を指導しているが、レジオネラ菌の増殖を防止するためには、定期的な換水と清掃これが最も容易かつ効果的な方法であると考えられる。

」の点、銭湯等の公衆浴場については、公衆浴場法第三条第一項で、「営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。」もされ、同条第二項で、「前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。」となつてゐる。これを受けて、多くの都道府県では浴槽の湯を毎日換水する旨の条例を制定している。そして、銭湯等におけるレジオネラ症の感染例が、温泉施設等に比べて圧倒的に少ないのは毎日の換水による対策が右實験する。

効果を上げているためであると言える。

昨今、循環式浴槽が温泉施設等においても普及する中、銭湯と温泉施設とは機能・構造的に見て同一なのであるから、温泉施設におけるレジオネラ症感染対策としても、銭湯で行われてゐると同様、毎日の換水を指導すべきであると考えるが、政府の見解はどうか。

答弁書

一について

温泉法（昭和二十三年法律第五百一十五号）第十四条第一項の規定による温泉の成分等の掲示については、従来から、利用施設における温泉成分分析の結果（以下「分析結果」という。）を掲示することを原則とするが、温泉のゆう出口と利用施設との間で温泉の成分に差異がないと認められる場合は、利用施設における分析結果に代えてゆう出口における分析結果を掲示しても差し支えない」ととしている。これについては、温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）の施行に併せ、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し、「温泉法の一部を改正する法律等の施行について」（平成十四年三月二十九日付け環自整第百四十八号環境省自然環境局長通知）を通知した際にも、改めて明示したところであり、都道府県等においては、温泉の成分等の掲示に係る事務を適正に行っているものと考へている。

二について

公衆を入浴させる施設であれば、温泉を利用した施設も公衆浴場に該当し、公衆浴場法（昭和二十三年法律第二百三十九号）第三条第一項及び同条第二項に基づく条例の適用対象となつていているところであるが、レジオネラ症の発生防止対策としては、これまでのレジオネラ症の発生事例の原因及び平成十三年度厚生労働科学研究費補助金による「循環式浴槽における微生物に関する研究」を踏まえると、浴槽水の換水のみではなく、レジオネラ属菌が屋外から浴槽水へ侵入することを防止するための構造設備上の措置、浴槽、配管、循環ろ過装置等における生物膜の発生防止及び除去を行うための洗浄、消毒等の衛生管理上の措置並びに循環水の微粒子が空気中に分散することを防止するための措置を組み合わせて講ずることが重要であると考えている。

このため、都道府県等に対し、公衆浴場の営業者等がこのような措置を実施するよう指導を依頼するとともに、平成十四年九月に入浴施設におけるレジオネラ症防止対策の実施状況の緊急一斉点検の実施を依頼し、本年一月にその集計結果を公表したところである。

今後とも、公衆浴場の営業者等に対する衛生管理上の措置等に関する情報提供や衛生指導の推進等により、レジオネラ症発生防止対策の充実に努めてまいりたい。

国 会 質 問

平成15年5月9日（金）衆議院環境委員会

質問者：高橋嘉信委員（自由）

質問内容：「砒素に係る温泉の飲用利用基準について」

【委員会議事録（抜粋）】

○高橋（嘉）委員 温泉水についてお伺いします。

我が国の温泉水、飲用として許可しているところが数多くあります。私もよっしう温泉に行ったときは飲みますが、過般、ある報道において、国内の温泉水に含まれる砒素の毒性は高いものがある、危険であるとの指摘がなされました。この点についての御見解をお伺いいたします。簡潔にお願いします。

○望月大臣政務官 飲泉につきましては、薬効を期待して医師の指導のもとに一定量飲むことでございまして、その前提で現行の飲用基準が定められております。

今お話をございましたけれども、水道水の場合なんですけれども、水質基準というものは、生涯にわたって毎日飲む、そういうことで人の健康に影響を生じない、そういうことで決まっておりますけれども、これは若干、飲泉の場合には異なりまして、湯治等により短期間に最大限摂取したとしても健康影響が生じない、そういうようなことで、一日の砒素の総摂取量が〇・三ミリグラムを超えないことということで基準を設定しております。

簡単に言いますと、諸外国の場合とまた日本の場合とあるんですけれども、諸外国の場合には、水浴する、温泉へ行くというのは比較的世界じゃないということで、飲む、薬効というようなことで使っているものですから、若干低いところもあるようでございますけれども、日本の場合には、大体行っても一ヶ月あるいはまた何日かの間で一リットル飲んで大丈夫というようなくらいの、そういう基準で決まっておるのが現状でございます。

○高橋（嘉）委員 温泉法に基づく基準では〇・三ミリグラムです。ただ、ここは、幾らの量に対しての〇・三ミリグラムだ、こういうのがありません。ですから、一日一千ミリリットルまでと括弧して書いていますよね。ただし、一回の量は百ミリないし二百ミリリットル。

大体、温泉水千ミリリットルを一日で飲む人というのはそういうと思わないんですが、僕はほとんどいないんじゃないかなと思いますけれども、これは、例えば百ミリリットルの、あるいは二百ミリリットルでもいいです、二百ミリリットルの中での〇・三ミリグラムという範囲での考えなのか、一千ミリリットルの中での〇・三ミリグラムまでという範囲なのか。では、これはどうですか。

○望月大臣政務官 これは、総量で一リットルということで、〇・三ミリということでございます。（高橋（嘉）委員「つまり千ミリリットルですか」と呼ぶ）そうです。千ミリリットルです。

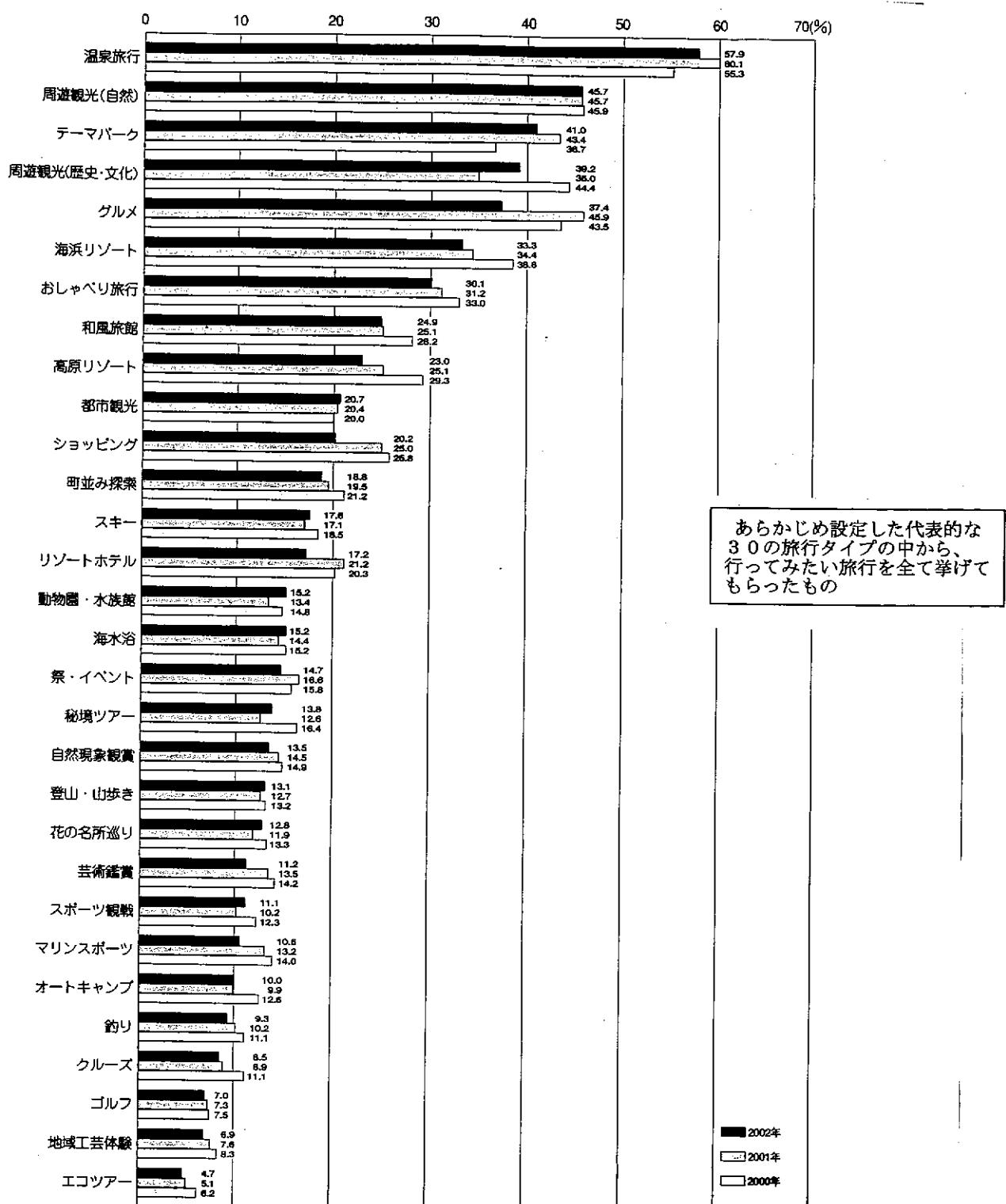
○高橋（嘉）委員 千ミリリットルですね。間違いないですか。

○望月大臣政務官 要するに、千ミリリットルを最大限飲んだとして、〇・三ミリグラムですか、ということでの基準でございます。

○高橋（嘉）委員 いずれにせよ、この基準は昭和五十年か何かの基準のはずですので、水道水がもっとずっと低い値になっているわけですから、もうちょっとこの辺、考えてみた方がいいんじゃないかなと僕は、しかも、しっかりとした注意事項を掲げていない場合もありますから、もう一度検討すべき課題であるということを申し上げておきたいと思います。以上

○国民の温泉利用に関するアンケート調査

○「行ってみたい旅行」についてのアンケート調査結果



出展：「旅行者動向2003」（平成15年7月）（財）日本交通公社

調査対象期間：平成13年10月から平成14年9月までの1年間

調査実施時期：2002年調査 2002年10月

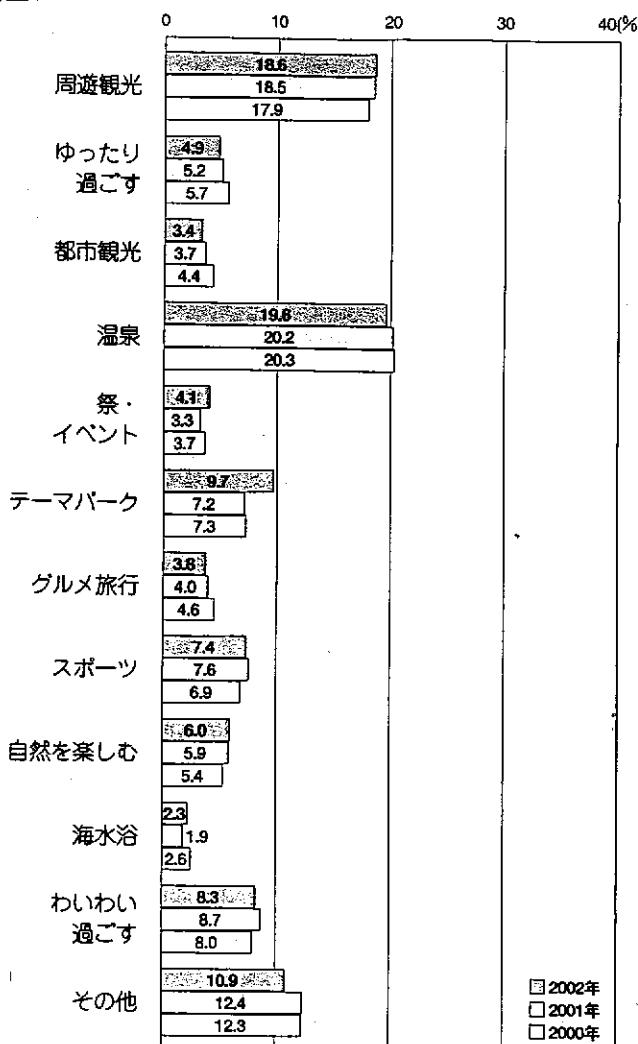
調査数：配布数4,000回収数2,237

調査対象：全国18歳以上の男女

調査方法：郵送による調査票配布・回収

○「実際に行った旅行の目的」についてのアンケート調査結果

国内旅行



○「形態別に見た旅行目的」についてのアンケート調査結果

国内旅行

(%)

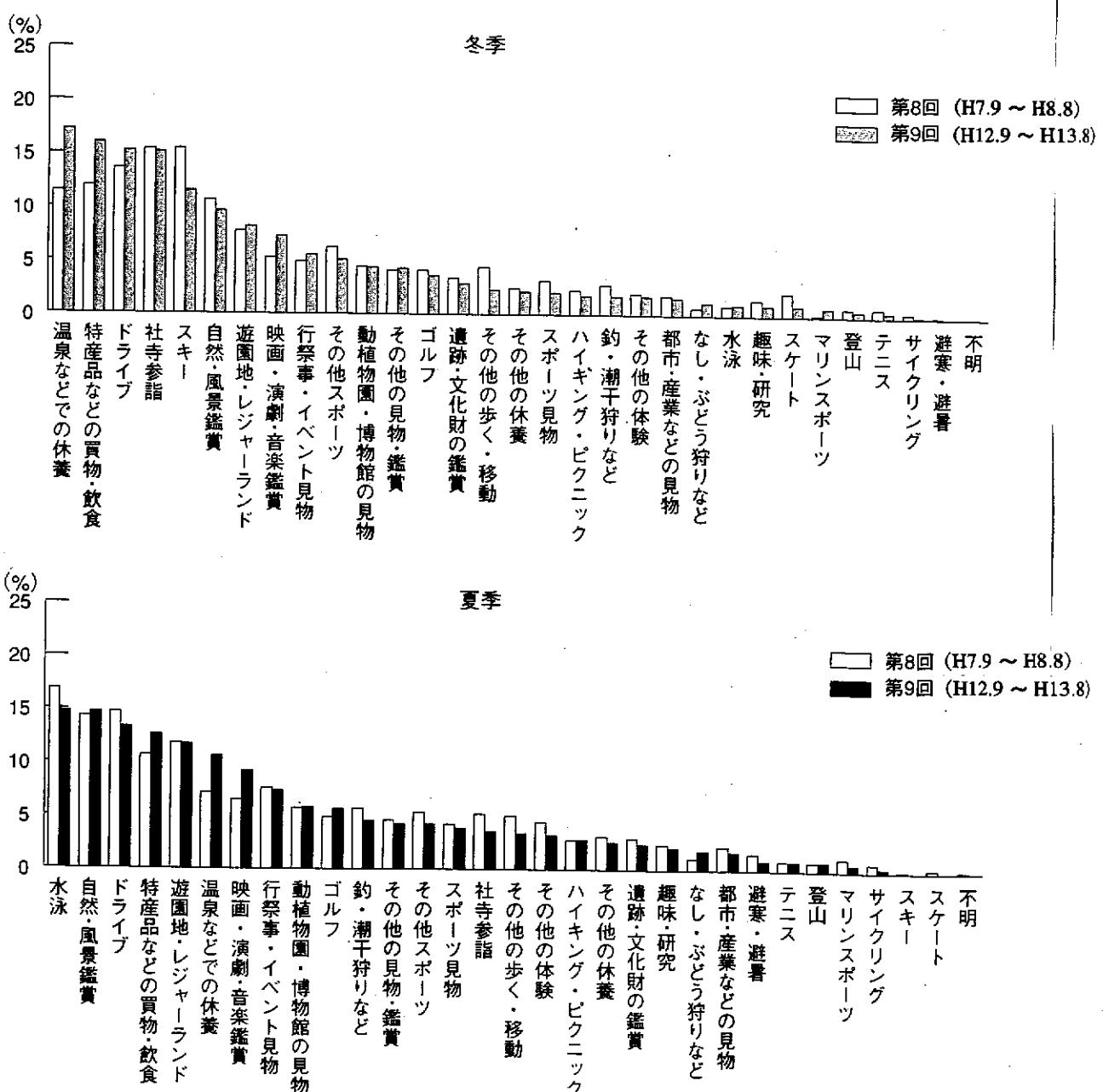
	周遊観光	ゆったり	都市観光	温泉	祭・イベント	テーマパーク	グルメ旅行	スポーツ	自然を楽しむ	海水浴	わいわい過ごす	その他
幼児連れの家族旅行	7.1	7.1	3.9	18.8	3.3	24.4	1.7	3.6	4.4	4.4	6.3	12.8
小学生連れの家族旅行	7.8	7.1	2.2	10.2	3.5	21.8	1.9	11.0	13.2	7.9	5.1	7.9
中高生連れの家族旅行	6.7	6.7	5.2	14.0	1.8	9.8	4.6	11.0	7.3	4.0	2.4	15.2
大人の親子旅行	8.4	8.4	3.8	30.8	3.2	5.6	5.4	2.5	2.9	1.3	2.0	10.7
3世代の家族旅行	10.1	10.1	2.1	31.8	4.5	13.1	5.0	2.4	4.1	3.9	3.8	4.7
新婚気分の夫婦旅行	5.9	5.9	4.5	18.2	5.0	6.8	5.4	12.8	3.4	0.5	3.4	12.0
子育て中の夫婦旅行	7.4	7.4	3.1	22.2	3.1	8.0	5.6	1.9	6.2	1.2	4.9	11.2
子育て後の夫婦旅行	5.2	5.2	3.3	26.7	2.7	1.1	4.6	2.1	4.9	0.5	3.2	11.1
カップル旅行	7.3	7.3	11.5	23.0	4.6	9.8	4.6	10.9	3.3	2.5	2.7	3.5
未婚男性のグループ旅行	2.1	7.9	5.8	11.6	2.9	4.1	5.0	22.8	9.5	0.8	21.3	7.1
未婚女性のグループ旅行	3.3	13.7	5.9	13.8	7.8	10.7	4.7	14.0	5.0	3.8	11.3	5.4
既婚男性のグループ旅行	1.4	2.2	1.4	21.4	2.9	1.2	5.3	15.0	5.4	0.4	19.1	9.1
既婚女性のグループ旅行	2.5	3.0	2.5	20.3	4.6	2.9	5.0	5.4	5.1	0.5	18.2	6.4
ひとり旅	7.4	1.4	5.4	3.5	1.4	1.6	3.0	5.1	0.3	—	—	—

■ 各マーケットにおける上位3位

出展：「旅行者動向 2003」(平成 15 年 7 月) (財) 日本交通公社

○ 「日帰旅行における目的地での行動」についてのアンケート調査結果

図III-3-5 目的地での行動（日帰／人回）

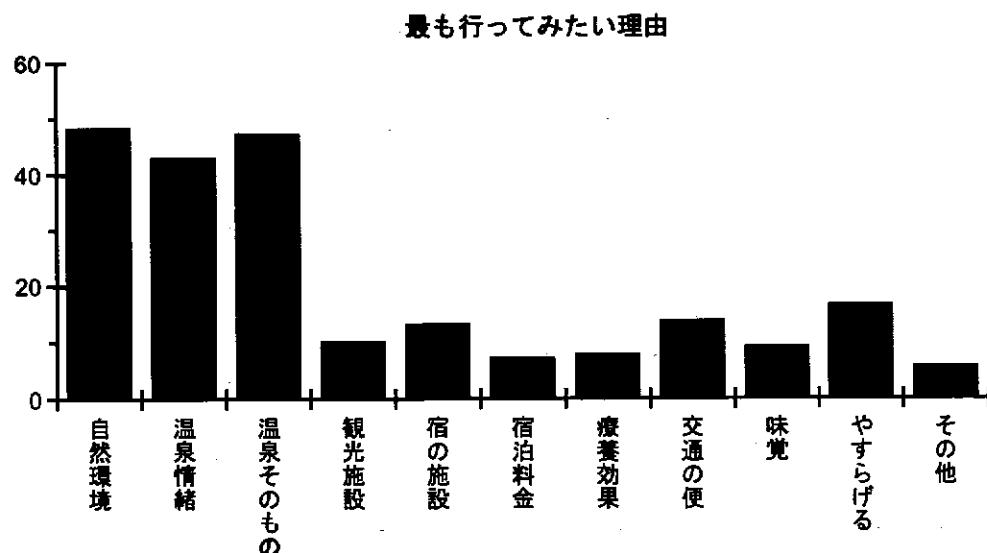


出展：「全国旅行動態調査報告書（第9回）」（平成15年1月） 国土交通省

調査対象期間：平成12年9月1日から平成13年8月31日までの1年間
調査実施時期：平成13年3月及び平成13年9月

調査実施時期 平成13年3月及び平成13年9月
調査範囲 全国3,250世帯
調査方法 調査員による訪問留置記式
回収数 1,796世帯(世帯員5,425人)

○「最も行ってみたい温泉地とその理由」についてのアンケート
調査結果



最も行ってみたい温泉地ベスト10とその理由（複数回答）

順位	温泉地	回答者数 (人)	行ってみたい理由 (単位 %)									
			自然環境	温泉情緒	温泉そのもの	観光施設	宿の施設	宿泊料金	療養効果	交通の便	味覚	やすらげる
1	草津	196	24.0	50.0	76.0	9.7	7.7	5.1	16.1	11.2	2.6	9.2
2	下呂	116	34.5	51.7	50.9	12.1	12.9	3.4	4.3	8.6	4.3	13.8
3	別府温泉郷	96	29.2	43.8	63.5	14.6	8.3	3.1	13.5	8.3	6.3	12.5
4	箱根温泉郷	87	43.7	26.4	28.7	18.4	24.1	8.0	2.3	60.9	5.7	8.0
5	由布院	84	45.2	59.5	38.1	6.0	26.2	1.2	6.0	4.8	7.1	28.6
6	登別	77	58.4	42.9	64.9	9.1	10.4	1.3	3.9	2.6	14.3	11.7
7	那須温泉郷	66	84.8	28.8	83.3	28.8	7.6	9.1	6.1	22.7	7.6	12.1
8	乳頭温泉郷	63	65.1	57.1	74.6	1.6	9.5	3.2	9.5	1.6	4.8	22.2
9	白骨	59	49.2	52.5	79.7	0.0	0.0	3.4	5.1	3.4	5.1	16.9
10	法師	51	82.4	35.3	90.2	9.8	17.6	5.9	5.9	9.8	5.9	29.4
10	奥飛驒温泉郷	51	78.4	68.6	72.5	13.7	7.8	5.9	5.9	7.8	5.9	19.6

出展：(社)日本温泉協会 第43回旅と温泉展アンケート結果

調査期間 H13年3月12日～16日

場所 J R 東京駅丸の内北口改札前ドーム

回答数 5,756人

温泉表示に関する実態調査について

平成15年7月31日
公正取引委員会

1 調査の目的

近年、消費者の健康志向、温泉ブームを反映して、旅館・ホテル等の顧客獲得競争が活発になるとともに、旅行業者のパンフレット等における温泉表示においても、消費者の関心をとらえるため、従来の泉質・効能等の表示に加えて、温泉の内容について強調した表示が増えている。

そこで、公正取引委員会は、温泉表示の実態を把握し、併せて温泉表示に関する消費者の意識等を明らかにするとともに、その問題点を整理し、温泉表示の適正化につなげることを目的として本調査を実施した。

2 表示上の問題点等

調査の結果、実際に浴用に供する際に、源泉への加水、加温、循環ろ過による再利用などが行われている実態については、消費者に必ずしも十分な情報が提供されていないことが認められた。これを踏まえ、明らかになった温泉表示上の問題点について、以下のとおり景品表示法上の考え方を整理した。

(1) 源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っているにもかかわらず、パンフレット等において「源泉100%」、「天然温泉100%」など、源泉をそのまま利用しているような強調表示を行うことは、消費者の誤認を招くおそれがある。

また、「天然温泉」との表示を行う場合には、あわせて、源泉への加水、加温、循環ろ過装置の使用の有無に関する情報が提供される必要がある。

(2) パンフレット等において療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合で、その表示がゆう出口における源泉を基準に判断したものである場合は、浴槽内の湯についての適応症であるとの消費者の誤認を招かないよう、その旨を明瞭に表示する必要がある。

また、浴槽内の湯について療養泉としての適応症表示を行う場合には、消費者が実際に利用する浴槽内の湯が療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示する必要がある。

3 公正取引委員会の対応

公正取引委員会は、本調査の結果を踏まえ、関連事業者団体に対し、パンフレット等の表示において、温泉に関する情報提供をより積極的に行うよう傘下会員への周知を要請した。

当委員会としては、今後とも、事業者及び事業者団体の温泉に関する適正表示への取組を支援していくこととしている。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室

電話 03-3581-3372（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>